



パートタイム・有期雇用労働者のための

不合理な待遇格差

特別相談窓口 のご案内

令和2年4月1日（中小企業における適用は令和3年4月1日）に施行されるパートタイム・有期雇用労働法においては、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者）との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

「正社員には通勤手当があるが、パートにはないのは仕方ないのか」

「仕事内容が正社員と同じなのに時給が低いのは納得できない」 など

待遇格差に関し疑問に思うことは、お気軽に相談してください。

お問い合わせ先

☎ 0857-29-1709

受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日及び年末年始を除く)

鳥取労働局 雇用環境・均等室
鳥取市富安2丁目89-9

- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン※¹を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※1 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」が2016年12月に策定されており、今後、確定する予定です。
(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



均衡待遇規定
(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定
(差別的取扱いの禁止)



下記2点が同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲
※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができますようになります。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

③ 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)※⁴の規定の整備

※4 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。